

# 令和6年度 経営所得安定対策の御案内

【問合せ先】 郡山市農林部農業政策課水田農業対策係 電話 024(924)2201 / FAX 024(938)3150

## ① 水田活用の直接支払交付金

※ 5年間で一度も水稲作付をしない農地は令和9年度以降交付対象水田から除外となります。  
 ただし、湛水管理を一月以上行い、連作障害による収量低下が発生していない場合は交付対象水田より除外しませんので、湛水管理を行う場合は必ず実施前に御連絡ください。

対象者	水田を活用し、出荷販売目的で対象作物を生産する販売農家又は集落営農
手続方法	<b>6月30日までに</b> ・「経営所得安定対策等交付金交付申請書」を提出 ・新規需要米（飼料用米、ホールクロップサイレージ用稲等）、加工用米に取り組む場合は、「新規需要米取組計画書」等を国又は取組主体へ提出

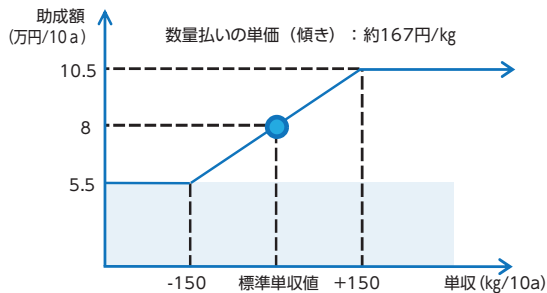
## ① 戦略作物助成

対象作物		交付単価
麦、大豆、飼料作物*		35,000円/10a ※多年生牧草について、収穫のみの年は10,000円/10a
ホールクロップサイレージ用稲		80,000円/10a
加工用米		20,000円/10a
米粉用米		収量に応じ、55,000～105,000円/10a 標準単価 80,000円/10a
飼料用米	多収品種* ※ふくひびき、まいひめ等	収量に応じ、55,000～105,000円/10a 標準単価 80,000円/10a
	一般品種* ※天のつば、コシヒカリ等	収量に応じ、55,000～95,000円/10a 標準単価 75,000円/10a

## 飼料用米、米粉用米の出荷方法

出荷方法	数量	※農産物検査等で品位を確認した数量 (1.7mmふるい上の収量で交付金を計算)
一括管理	作付けする「ほ場」を特定せずに契約数量に基づき出荷	
区分管理	・作付けする「ほ場」を特定し、そのほ場の収穫量が交付金の対象 ・以下の場合に選択可能 ① 多収品種に取り組む場合 ② 主食用米として出荷する品種と異なる品種を作付け、主食用米と区分して生産・乾燥・調製を実施する場合 ③ 主食用米と同一品種で多収に向けた資材を用いるなど生産段階で差異をつける場合	

### 【飼料用米（多収品種）・米粉用米の数量と交付単価の関係】



単収が標準単収値の場合を80,000円/10aとし、単収と標準単収値との差が1kgごとに単価が変動します。単収が標準単収値より+150kg以上であれば一律105,000円/10a、-150kg以下であれば一律55,000円/10aとなります。また、標準単収値は作柄により調整されます。-150kg以下の場合は理由書を提出し、適切な生産がおこなわれていたことが確認できれば交付できます。

## ② 産地交付金（一部）（令和6年1月時点の予定額、変更になる場合もあります。）

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、戦略作物の生産性向上や低コスト化などの取組、地域振興作物の生産に対する支援を行います。

対象作物	取組内容	交付単価
飼料用米	多収品種の取組	4,000 円/10a
飼料用トウモロコシ	生産性向上の取組	4,000 円/10a
加工用米	3年以上の契約による低コスト生産の取組	14,000 円/10a
そば、なたね	基幹作のみ対象	20,000 円/10a
地力増進作物	基幹作のみ対象	上限 20,000 円/10a*
麦、大豆	単収向上の取組	5,000 円/10a
新市場開拓米	基幹作のみ対象	20,000 円/10a
	低コスト生産の取組	14,000 円/10a
	3年以上の新規契約	10,000 円/10a

\*郡山市全体の転作実施率により単価が変動します。

## ② 独自助成事業

### 作付転換拡大支援事業 令和6年度福島県事業

対象者	水田において、「麦、大豆、そば」を作付する農業者
交付要件	水田において、「麦、大豆、そば」の作付面積を、前年より1ha以上拡大すること
交付単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年から拡大した面積に応じて5,000円以内/10a</li> <li>都道府県連携型助成（同額の交付金の交付）の対象になる場合があります。</li> </ul>

## ③ 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

対象者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>畑作物（麦、大豆、そば、なたね）を生産すること</li> <li>播種前に出荷契約を行う</li> <li>農産物検査の受検*（規格外は対象外）</li> </ul> ※農産物検査によらない方法で品質確認を行い一定以上に格付けされたものも対象
手続方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>6月30日までに「経営所得安定対策等交付金交付申請書」を提出</li> <li>2年前（令和4年）の確定申告書等の提出（免税事業者の場合）</li> </ul>

## ① 数量払

対象作物	平均交付単価（品質に応じて増減）	
	免税事業者向け	課税事業者向け
小麦*1	6,340 円/60kg	5,930 円/60kg
六条大麦	5,150 円/50kg	4,850 円/50kg
大豆(特定加工用含む)	9,840 円/60kg	9,430 円/60kg
そば	17,550 円/45kg	16,720 円/45kg
なたね*2	8,130 円/60kg	7,710 円/60kg

\*1 パン・中華麺用品種は、それ以外の品種の単価に2,300円/60kgを加算

\*2 品種によって単価が異なる場合があります。

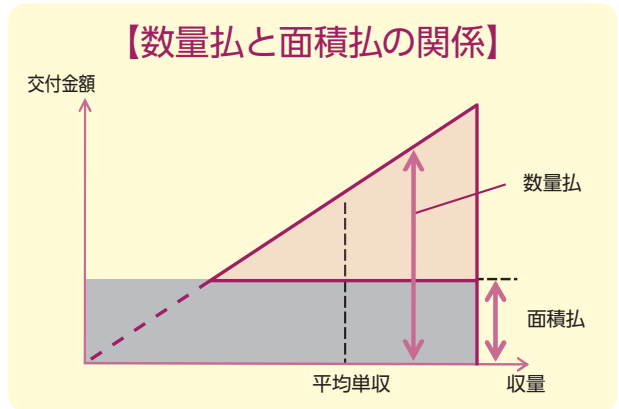


## ② 面積払

交付単価

20,000 円/10a (そば: 13,000 円/10a)

- 営農を継続するために必要最低限の額を当年産の作付面積に応じて数量払いの内金として先払います。
- 面積払を支払い後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で、数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。
- 面積払を受けた方は、実単収が郡山市の基準単収の1/2に満たない場合「理由書」、「栽培日誌」等の提出が必要です。



## ④ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

対象者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農
補てん内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米・麦・大豆の当年産の販売収入の合計額が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国の交付金と農業者の積立金で補てん</li> <li>・国からの交付金は農業者が積み立てた積立金の3倍が上限</li> </ul>
手続方法	6月30日までに「経営所得安定対策等交付金交付申請書」、「出荷・販売契約数量等報告書(契約書写し等添付)」を提出の上、8月31日までに積立金の支払い。

※農業共済組合の「収入保険制度」との同時加入はできません。

補てん額

(標準的収入額 - 当年産収入額) × 0.9

## ⑤ 畑地化促進事業(水田の畑地化を支援) ※交付対象水田からの除外

交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に当該農地で主食用米、戦略作物等の作付けがあること(主食用米以外は、前年度に水田活用の直接支払交付金の交付を受けていること)</li> <li>・5年間は当該農地で対象作物を作付けし、出荷・販売を行うこと</li> <li>・おおむね団地化されていること(詳細は別途ご相談ください)</li> </ul>		
交付単価	対象作物	畑地化支援	定着促進支援
	高収益作物(野菜等)	140,000 円/10a	20,000 円/10a × 5年 30,000 円/10a × 5年 (加工・業務用等)
	高収益作物又は一般作物	140,000 円/10a	20,000 円/10a × 5年

※畑地化を行った水田は、交付対象水田から除外されます。

※国がポイント制により採択の可否を決定します。

## ⑥ 自然災害発生時について

自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たせば交付金の交付対象となります(作業日誌等必要書類有)。この場合、**被害状況等の確認が必要**になりますので、郡山市農業再生協議会、福島県農業共済組合、JA等に御相談ください(自己の判断ですき込み等を行うと被害状況が確認できず交付対象とならない場合があります)。

## 7 スケジュール

- ・新たに取り組む方は米登録業者又は農業政策課に加入手続きを必ず行ってください。
- ・定められた期限内に必要な書類が未提出の場合、交付金等を受け取ることができません。

### 申請者からの申請書等の提出時期

月日	対象事業	提出書類
6月30日	水田活用の直接支払交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等交付金交付申請書</li> <li>・出荷・販売等実績報告書兼誓約書</li> <li>・出荷契約書の写し等</li> </ul>
	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金 (ナラシ対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等交付金交付申請書</li> <li>・出荷・販売契約数量等報告書</li> <li>・販売契約書写し等</li> </ul>
	畑作物の直接支払交付金 (ゲタ対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営所得安定対策等交付金交付申請書</li> <li>・出荷契約書の写し等</li> <li>・2年前の確定申告書等 (免税事業者)</li> </ul>
11月	水田活用の直接支払交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷伝票の写し等</li> </ul>

### 交付金の交付予定

年	月	内容
令和6年	9月～10月目途	畑作物の直接支払交付金 (面積払)
	12月下旬目途	水田活用の直接支払交付金 (戦略作物助成)
令和7年	1月下旬目途	水田活用の直接支払交付金 (産地交付金)
	3月目途	畑作物の直接支払交付金 (数量払)

## 8 令和6年産以降の水稲作付について

- ・令和6年産の主食用米の生産数量目安は、令和5年産と同水準に設定されました。
- ・主食用米の需給環境は改善傾向ですが、需要量は毎年減少しています。
- ・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議では、地域協議会 (市町村) ごとに生産数量の目安を提示しており、郡山市農業再生協議会もその目安を農業者の皆様に提示することとしています。農業者の皆様には、今後も需要に応じた米の生産に御協力をよろしくお願い致します。

**令和6年産米の生産数量(面積)の目安 → 対象面積の63%**

※基準収量 548kg/10a

## 9 農林水産省共通申請サービスについて

農林水産省共通申請サービス (通称: eMAFF (イ-マ)) の利用を推進しています。

当該交付金の申請手続きを自宅にいながらパソコンやスマートフォン等から行うことが可能となります。利用するには、法人共通認証基盤 (GビズID) に登録する必要がありますので、農業政策課水田農業対策係までお問い合わせください。



この印刷物は、環境にやさしい植物油インキと、責任ある管理がされた森林からの材を含むFSC® 認証紙を使用しています。  
(紙へリサイクル可)